

**平成29年度
石油製品貯槽設備利用促進事業**

申請者用手引書

**平成 29 年 4 月
全国石油商業組合連合会**

目次

I. 事業内容

1. 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 補助事業者の義務・・・・・・・・・・・・・・・・2
3. 補助金受給者の管理義務・・・・・・・・・・2
4. 申請資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
5. 補助対象設備・補助対象経費・・・・・・・・3
6. 補助率・補助金交付限度額・・・・・・・・4
7. 申請から補助金交付までの流れ・・・・・・・・5

II. 申請の手続

1. 申請期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2. 申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3. 「審査委員会」および「審査基準」等について・・・・・・8
4. 申請及び発注等に関する注意事項・・・・・・・・・・9
5. 交付申請の取下げについて・・・・・・・・・・9
6. 補助事業の執行における重要事項・・・・・・・・10
7. 災害時の稼働状況報告義務について・・・・・・11
8. 石油製品納入業者との契約・・・・・・・・11

III. 補助金の支払手続

1. 実績報告書の提出及び提出書類・・・・・・・・12
2. 実績報告及び支払等に関する注意事項・・・・・・・・13
3. 支払請求書の提出・・・・・・・・・・・・・・・・13
4. 補助金の支払に関する重要事項・・・・・・・・14

IV. 取得財産の管理等

1. 財産管理・財産処分について・・・・・・・・15
2. 財産処分とは(財産処分の定義)・・・・・・・・15
3. 対象となる財産及び処分制限期間・・・・・・・・16
4. 財産管理の方法・内容・・・・・・・・・・16

V. 書類送付先・問合せ先・・・・・・・・・・18

I. 事業内容

1. 事業概要

災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄を推進し、医療施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油燃料を確保する目的で、貯槽タンク等の設置費用を補助する事業です。

2. 補助事業者の義務

補助金交付を受けた補助事業者は、以下の義務を負うものとします。

- 災害時等に、当該施設に設置した設備により石油製品を確保し、病院や避難所等の機能を維持すること。(災害時の石油燃料確保等のBCPの策定等)
- 災害時等に効率良く運用できるよう、平時より設置したタンク等の整備や石油製品の管理に努めること。
- 災害が発生した場合には、速やかに「石油製品貯槽タンク等の稼働状況等報告書」(様式13号)を本会に提出すること。(Ⅱ.7.「災害時の稼働状況報告義務」参照)

3. 補助金受給者の管理義務

○補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ってください。

○補助事業に関係する書類等は、法律上すべて5年間の保管義務が生じますので、必ず申請者が保管してください。

○50万円以上の取得財産(設備等)については、各々定められた期間内は本会の許可無く処分することは出来ません。

※ 詳しくは「Ⅳ. 取得財産の管理等」の項をご参照下さい。

○補助事業内容に変更が生じる場合(申請者、所有者、運営者、住所、合併、閉鎖、移設等含む)は、事前に本会へ連絡してください。

4. 申請資格

○石油製品の貯槽タンク等を設置しようとする次の施設の「所有者」または「運営者」で法人格を持つ者。

- (1) 災害等発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる病院、老人ホーム等
- (2) 公的避難所(地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設)
- (3) 一時避難所となり得るような施設等

* 例えば、地方公共団体庁舎、オフィスビル、マンション、学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー、コンビニ、ホテル、旅館等、公民館、集会所、神社仏閣等の施設。

※ ガソリンスタンドやフリート等の燃料油を販売している施設等は除く。

※ 案件によっては交付出来ない場合もあります。

5. 補助対象設備・補助対象経費

○補助対象となる設備および経費は、次の内容となります。

- ・ 石油製品(揮発油、軽油、灯油、重油)の貯槽タンク等の購入を伴う設置に要する費用。
- ・ 貯槽タンク設置の範囲は、燃料の注入口から貯槽タンク等及び貯槽タンク等から注油機構(使用機器との接続部までを含む)。
- ・ 本体の貯槽タンクを設置しないサービスタンクの交換や補修のみの工事は対象外。
- ・ 撤去処分(既存タンク・配管等の引き上げ、廃棄処分等)に係る費用は対象外。
- ・ 諸費用、交通費等は補助対象外。
- ・ 自家給油施設に該当する部分は対象外。
- ・ 設置する貯槽タンクの石油製品により稼働させる発電機と発電機設置に要する経費。
- ・ 設置する貯槽タンクの石油製品により稼働させる調理・炊飯又は暖房を目的とする燃焼機器で、災害時等に使用し日常的には使用しないもの。
- ・ 「実質容量」の合計が次の数量以上で、かつ条例に定める「少量危険物」以上に該当するもの。

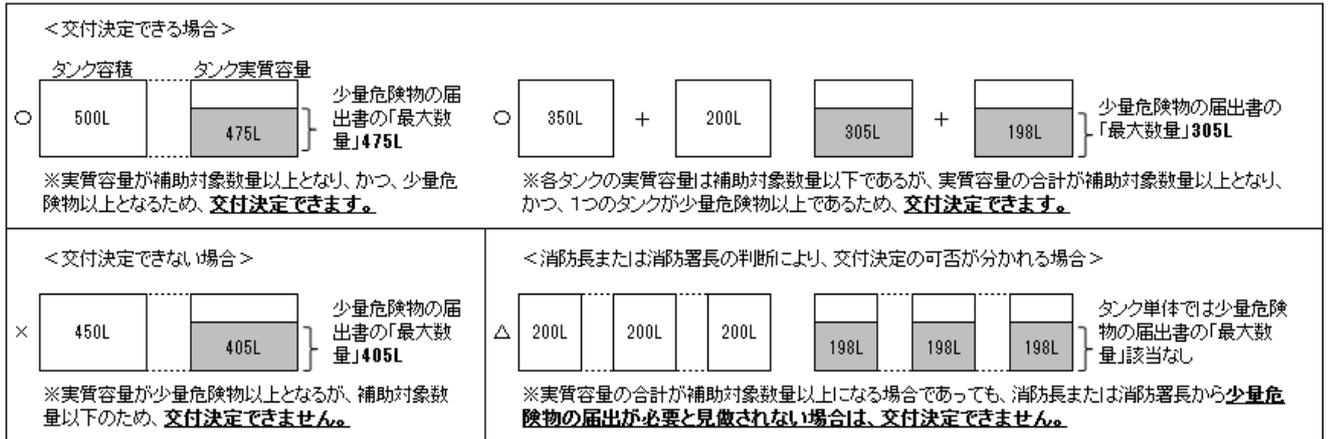
対象となる容器 (※携行缶やポリタンク等の容器での 備蓄を除く)	揮発油:90L 軽油:450L 灯油:450L 重油:900L
構造等の技術上の基準	・消防法令に基づくもの

※ 「実質容量」とは、タンク容積ではなく消防法令に基づく実質の「最大数量」をいう。

※ 指定数量の1/5以上指定数量未満(下図の黒い部分)は、消防長または消防署長に「少量危険物」の届出が必要です。

油 種 / 指定数量	指定数量の1/5以上指定数量未満
揮発油 / 200L	40L ●————○200L
軽油・灯油 / 1000L	200L ●————○1,000L
重油 / 2000L	400L ●————○2,000L

※ 交付決定の場合の採択について(軽油タンク例)



補助対象項目	
貯槽タンク (※申請必須)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置に係る土間等解体工事 ・タンク設置工事 ・注入口設置工事 ・タンク本体、油面計、漏洩検知装置 ・配管工事、電気工事 ・消防手続関係費(納付金含む) ・運搬費 ・仮設費、現場管理費 ・防油堤工事 ・油水分離槽
発電機	<ul style="list-style-type: none"> ・発電機本体 ・発電機設置に係る設置工事、電気工事、 ・排気管工事、配管工事、消防対応工事 ・消防届出関係費 ・運搬費
燃焼機器	<ul style="list-style-type: none"> ・調理・炊飯に供する機器 ・暖房機器 <p>(※貯槽タンクに貯蔵する石油製品によって稼働させるもので、災害時のみに使用するもの)</p>

6. 補助率、補助金交付限度額

補助対象者	補助率
中小企業者	2/3
地方公共団体、大企業、 医療法人、福祉法人、学校法人等	1/2

※ 中小企業者の区分は、中小企業基本法第2条第1項各号に該当する者。ただし、個人を除く。

※ 「中小企業の定義について」 http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

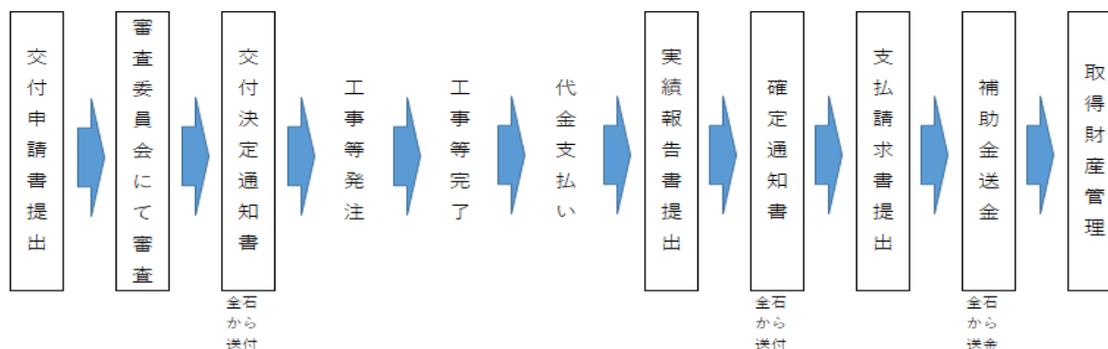
※ 「中小企業基本法」 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S38/S38HO154.html>

1. 対象1施設につき	上限額
貯槽タンクの導入等	1,000万円(税抜)
設置する貯槽タンクと燃焼機器及び発電機の導入等	1,500万円(税抜)
2. 1事業者につき(複数施設を申請する場合)	2,500万円(税抜)

※ 1地方公共団体=1事業者となります。

7. 申請から補助金交付までの流れ

※ 必ず、交付決定後に業者と契約・発注して下さい。



※ 工事代金の支払は、原則振込みとして下さい。

※ 契約・発注をする前に、必ず「Ⅲ. 補助金の支払手続」をお読みください。

※ 「審査委員会」および「審査基準」については「Ⅱ. 申請の手続 3.」をご確認ください。

Ⅱ. 申請の手続

1. 申請期間

○平成29年4月14日(金)～平成29年7月14日(金)まで

2. 申請方法

○交付申請書に以下の書類を添付して、全石連または、施設が所在する県の石油組合に提出して下さい。 ※ V. 書類送付先・問合せ先参照

平成29年度から政府は、国の予算執行において、支出先、使途の透明化及びオープンデータの取組を推進することになりました。補助事業者の、交付決定先、採択日、法人番号、交付決定額等について、法人番号の検索により「法人インフォメーション」<http://hojin-info.go.jp>にて公表されることとなります。予めご了承下さい。

<提出書類>

- ①交付申請書(様式第1号)及び補助事業の事業計画(別添) ※参照: 記入例
- ②申請資格に関する誓約書(別紙1)
- ③取得財産等の管理・処分に関する誓約書(別紙2)
- ④暴力団排除に関する誓約書(別紙3)及び役員名簿(別添)
 - ・登記簿謄本等へ記載する役員全てが該当します。
- ⑤経費積算表(別紙4) ※参照: 記入例
 - ・複数施設を申請する場合は、上記に加えて経費総括表(別紙5)
- ⑥当該施設の所有者であることを示す「不動産登記簿謄本」
- ⑦当該施設の施設所有者、土地所有者、施設運営者が相違する場合の必要書類
 - ・所有者及び運営者の合意書(別紙6)
- ⑧中小企業であることを証明する書類
 - ・「資本金の額又は出資の総額」で証明 : 申請日より3ヶ月以内の「商業登記簿謄本」
 - ・「常時使用する従業員数」で証明 : 法人税確定申告書添付書類等の直近の
従業員数が確認できる公的書類
- ⑨下記の計画を具体化する申請の場合は、同計画の表紙の写しと共に、同計画に該当する箇所をマーカー等で示したページの写しを添付してください。
 - 「地域強靱化計画(国土強靱化地域計画)」
 - (参考: http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/tiiki.html 内閣官房国土強靱化 HP)
- ⑩地方公共団体と災害協定等を締結している場合は、「災害協定書」等の写し
- ⑪「申請資格(2)」の区分で申請する者は、地方公共団体が災害時の避難場所として指定したことを示す書類の写し
- ⑫「申請資格(3)」の区分で申請する者は、当該施設が避難所となることを、当該施設の外部から良く見える位置に表示してあることを示す写真(※)等。また、当該施設が所在する地方公共団体と、災害発生時に避難所として施設の提供を約する協定書等(協定書の名称が無くとも、例えば地方公共団体発効の登録証等を含む)を締結している場合にはその写し。
 - ※ 申請時に添付できない場合は、表示写真は実績報告書に添付して下さい。

⑬競争見積書で業者の選定を行う場合は、

※ 2社以上の見積書。

※ 見積明細書は、下記の大項目を凡その基準として、8枚以内に纏めて下さい。

- 1) 仮設費等
- 2) 土木工事等
- 3) 設置工事等
- 4) 配管及び電気工事等
- 5) 設置タンク等本体、部品費
- 6) 既存タンク・配管等引き上げ工事
- 7) 既存タンク・配管等処分費等
- 8) 発電機設置工事費
- 9) 消防手続関係費
- 10) その他工事
- 11) その他

※ 補助対象となる容器の合計容量は、消防法の届出を必要とする

「少量危険物以上」です。(参照:5. 補助対象設備)

※ 発電機を設置する場合は、見積書に「型番」を記載して下さい。

⑭入札により業者の選定を行う場合は、公正な入札であることを示す書類の写し。

- 1) 入札業者へ発送した案内状
- 2) 発送した競争入札立会いの案内文書
- 3) 入札結果(立会人の押印のあるもの)

※ 入札の場合も、交付決定後に契約して下さい。

※ 交付決定後に入札を行う場合は、基準となる見積書等を添付し、入札後は上記書類と共に「計画変更」をして下さい。

⑮施設の現況写真:申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真(施設名看板・全景)

⑯設置場所の現況写真:申請日より1ヶ月以内に撮影した日付入り写真(近景・遠景)

⑰施工前の平面図

- ・ 増設、入替の現行タンクについては、タンク容量、油種及び配管が記載されていること。

⑱施工後の完成予定平面図

- ・ 避難所となる範囲、タンク容量、油種、配線及び配管が記載されていること

⑲設置する石油タンクの燃料で稼働させる既存の設備(発電機等)がある場合は、
その設備の写真

⑳設置する石油タンクの燃料で稼働させる燃焼機器のパンフレット等で型番が分かるもの

㉑事業スケジュール表(工事日程や申請書類提出等のスケジュール)

㉒燃焼機器を複数購入する場合は、「購入理由」「購入台数の根拠」「保管場所及び管理体制」を説明
する書類

㉓その他本会が必要に応じ要請する書類

3. 「審査委員会」および「審査基準」等について

<審査委員会>

- 申請案件は、本会の精査を受けた後、学識経験者等により構成された「審査委員会」で審査され、その決定を基に本会が交付決定します。
- 基本的に、審査及び交付決定にあたっては、「国土強靱化地域計画」を策定している自治体に設置する案件、次に「災害対策基本法」等で国が指定した地震の強化地域等に設置する案件については優先して採択します。ただし、予算額を超過して申請があった場合や審査委員会の審査によっては採択されないことや補助率を下げた採択することがあります。

※「災害対策基本法」等で国が指定した地震の強化地域等については、当会 HP をご確認ください。

(<http://www09.zensekiren.or.jp/09kumiai/090105>

全石連 HP「石油広場：国庫補助事業：石油製品貯槽設備利用促進事業」)

- 補助率を下げた交付決定通知を受けた後に「交付申請の取り下げ」があった場合、補助率及び交付限度額の範囲内で再按分することがあります。

<審査基準>

(1) 申請の分類・優先順位

申請内容を表のとおり分類した上で、以下の優先順位とする。

分類		案件
A	国土強靱化案件	i 国公立病院、国公立老人ホーム、公的避難所(申請者:国、地方公共団体)
B	災害基本法等案件	ii 病院、老人ホーム(申請者:民間)
C	A、Bに該当しない案件	iii 地方公共団体と協定等がある一時避難所(申請者:民間)
D	地方公共団体と協定等がない一時避難所案件	iv 国土強靱化地域計画を定めている地域における施設 v 災害基本法等の指定地域における施設 vi A、Bに該当しない地域における施設

【優先順位】

分類としては A、B、C、D の順とし、案件は i から vi の順位とします。

(2) 予算額を超過する申請があった場合の基本的な採択の考え方

① A 分類の申請だけで予算額を超過した場合

ア) 予算額を申請額で按分した補助率により、A 分類の全ての申請を採択します。ただし、按分の結果、補助率が「I. 事業内容 6. 補助率、補助金交付限度額(P4)」記載の補助率の半分以下となる場合にはイ)による採択方法とします。

イ) 予算額の範囲内で案件 i から iii の順に採択します。

② A 分類及びB分類の申請で予算額を超過した場合、A 分類の全ての申請を採択後、B 分類の申請については、上記①に準じた方法により採択します。

③ A からC分類の申請が予算額を超過した場合、A 及び B 分類の全ての申請を採択後、C 分類の申請については、上記①に準じた方法により採択します。

④ D分類の申請については、A から C 分類の全ての申請を採択後、上記①に準じた方法(ただし案件についてはivからviに読み替え)により採択します。

※例えば、特定の地域に集中して申請があった場合や設置しようとする施設の需要に対して本補助金で設置する貯槽タンクが小さい場合など、採択委員会における審査の結果、優先順位が前後することも有り得ます。

4. 申請及び発注等に関する注意事項

○全ての申請案件について審査が終了して補助金の交付を決定した場合は、本会より「交付決定通知書」を発行いたしますので、交付決定通知書受理後に発注・契約し、工事等開始して下さい。

※事前発注・契約または工事等開始した場合は、補助金が交付されませんので十分にご注意下さい。

○大型発電機等、在庫の確保が難しかったり、特注品となる場合は、確実に納品がされ、締切日迄に本会へ実績報告書を提出できるよう、契約業者に確認をして事業計画を作成して下さい。

5. 交付申請の取り下げについて

●交付決定通知を受けた後に申請を取り下げる事業者は、通知を受けた日から7日以内に「交付申請取下げ書」(様式第4号)を提出して下さい。

【業務方法書: 抜粋】

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条第3項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、同項の規定による通知を受けた日から起算して7日以内に補助金交付申請取下げ書(様式第4号)を本会に提出しなければならない。

6. 補助事業の執行における重要事項

○補助事業の執行において、下記の業務方法書の規定に該当する場合には、必ず事前に本会へご連絡下さい。

【業務方法書：抜粋】

(契約等)

第9条 第7条第3項の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「事業者」という。)は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をするときは、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

2 事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとするときは、この業務方法書の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、本会に届け出なければならない。

(計画変更等の承認等)

第10条 事業者は、次の各号いずれかに該当するときは、あらかじめ計画変更等承認申請書(様式第5号)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1)補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

(2)補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 本会は、前項の承認をしたときは、事業者に対して速やかに計画変更等承認通知書(様式第6号)を交付するものとする。その際、本会は必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことがある。

3 計画変更等に伴い費用が増減した場合の交付決定額の変更については、原則として減額のみとし、増額変更は認めない。ただし、本会が特に認めた場合はこの限りではない。

(遅延等の報告)

第11条 事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに遅延等報告書(様式第7号)を本会に提出し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第12条 事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、本会の要求があった場合は、速やかに状況報告書(様式第8号)を本会に提出しなければならない。

2 事業者は、本会が細則に定める事項に変更が生じたときは、変更届出書(様式第9号)を本会に届け出るものとする。

7. 災害時の稼働状況報告義務について

○災害が発生した場合には、可能な範囲で速やかに、「石油製品貯槽タンク等の稼働状況報告」(様式第13号)について、本会までFAX等をして下さい。

※ 必要に応じて、後日詳細を確認させていただくことがあります。

【業務方法書: 抜粋】

(石油製品貯槽タンク等の稼働状況報告)

第15条 事業者は、補助事業が完了した後に災害が発生した場合には、速やかに石油製品貯槽タンク等の稼働状況等報告書(様式13)を本会に提出しなければならない。

8. 石油製品納入業者との契約

○納入業者が未定の場合は、最寄の石油組合または全石連にご相談をお受けします。

○石油組合は、従来から自治体等と「災害協定」を締結し、中越地震や東日本大震災の時も国や自治体を通じ組合員SSを通じ石油製品の迅速な供給をしております。また、災害緊急時における石油製品の安定供給確保のため発電機を用いたSSの災害時訓練等を行い、災害時の安定供給体制を更に強化しております。

○ご不明な点につきましては、石油組合または全石連にお問合せ下さい。

Ⅲ. 補助金の支払手続

1. 実績報告書の提出及び提出書類

平成30年2月15日(木)までに、申請した窓口へ提出して下さい。

- ※ 設置工事等が完了した日から30日以内に提出して下さい。
- ※ 工事完了が、申請書記載の工事完了日より遅れる場合は、必ず事前にご連絡下さい。
- ※ 業務方法書第11条に定める遅延については、相当の理由が無い限り認められません。

【業務方法書:抜粋】

(実績報告)

第13条 事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から30日以内に実績報告書(様式第10号)に細則で定める書類を添えて、本会に提出しなければならない。

<提出書類>

- ①実績報告書(様式第10号)
- ②受注業者との契約書の写し又は注文書及び請書のセット(工事の無い場合は、受発注書等)
- ③工業者等が発行した請求書の写し ※ 請求明細のあるもの
- ④工事の場合は工事の完了を示す書類(工事が無い場合は、受注業者から申請者への製品の納品書の写し)で、申請者の押印のあるもの
※ 契約した施工業者が発行したものに限ります。また、送り状は無効となります。
- ⑤支払証憑書類の写し
 - ※ 工事代金等の支払いは、原則振込みとして下さい。
 - ※ 支払が「完了(相手が代金を受取った)」したことを示す書類
 - ※ 第三者を経由していないので、領収証は不可
 - ・ 金融機関振込依頼書(金融機関の受付印があるもの)写し
 - ・ ATM送金の利用明細票の写し
 - ・ インターネットBK支払いの場合は、振込日以降の振込明細等、「支払完了」を証明できるもの(振込履歴印刷ができない場合は、送金予定表に金融機関の押印等が必要)
 - ・ 小切手払いの場合は、契約業者の代金引落を示す通帳(表紙と引落の頁)の写し等
- ⑥消防関係の届出書類の写し
 - ※ 申請したIの5. 補助対象となる実質容量を満たした容量の照合ができるもの。

⑦消防申請の納付金を補助対象とした場合は、納付金の領収書の写し
※ 提出書類が無い場合は、減額となりますのでご注意ください。

⑧補助対象設備設置写真(日付入り)

- ・ 工事工程写真
- ・ 補助対象設備設置写真(近景・遠景) ※ 機器の「型番」が分かるもの

⑨補助事業で取得した資産が50万以上となる場合は、

- ・ 取得財産等管理明細表(様式第17号)

⑩申請者の「固定資産台帳(固定資産減価償却台帳)」の、設置・購入した資産を記載した頁の写し

※ 該当する資産に○を付け、「原本と相違ないことを証明します。」と記載し、必ず押印した原本を添付して下さい。(参照:IV **5. 財産管理の方法・内容**)

⑪「申請資格(3)」で申請した者のうち、申請時に添付できなかった「避難所となることを施設の外部から良く見える位置に表示したこと」を示す写真等

⑫交付決定された見積額と支払額に変更があった場合は、

- ・ 再積算した「経費積算表」(別紙4)

⑬その他、本会が必要に応じ要請する書類

2. 実績報告及び支払等に関する注意事項

○工事代金等の値引きや、申請内容と異なる設備を購入した場合等当初の見積内容と異なる場合は、交付決定通知書に記載されている補助金の額が減額されます。

※ 本会にて実績報告書類の内容を確認した後、最終的な補助金の金額をお知らせする「補助金額確定通知書」を送付します。

3. 支払請求書の提出

○本会より送付された補助金額の「確定通知書」の金額を確認し、支払請求書に必要事項を記入の上、石油組合または本会へ速やかに提出して下さい。

なお、補助金の交付は、概ね支払請求書が提出された月の翌月末(事業が完了した月の翌々月末頃)までには送金される見込みです。

- ・ 支払請求書(様式第16号)

4. 補助金の支払いに関する重要事項

○補助金の支払い等において、下記の業務方法書の規定に該当する場合には、必ず事前に本会へご連絡下さい。

【業務方法書：抜粋】

(交付決定の取消し等)

第16条 本会は、第8条の規定による補助金交付申請の取下げ若しくは第10条第1項第1号の規定による計画変更等の申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第7条第3項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が、法令、この業務方法書又は法令若しくはこの業務方法書に基づく本会の処分若しくは指示に違反した場合。
 - (2) 事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
 - (3) 事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
 - (5) 事業者が別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。
 - (6) 前各号に定めるほか、補助金を交付することが不相当であると認める事由があるとき。
- 2 本会は、前項の規定による補助金の交付決定の取消しをしたときは、その旨を事業者に補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 本会は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合であって、既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書(様式第15号)により、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 本会は、前項の場合(前条第1項第4号に該当する場合を除く。)において、当該命令に係る補助金を事業者が受領した日から返還の納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 3 第1項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内になされなかったときは、事業者は返還の期限の日の翌日から納付の日までの日数に応じてその未納に係る金額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を本会に納付しなければならない。

IV. 取得財産の管理等

補助金の返還に係わる重要なことを記載しています。
申請者の方は、以下の点を必ずご確認ください。

1. 財産管理・財産処分について

- 「補助事業の取得価格」とは、設置工事費等を含めた補助対象額です。
- 補助金により取得し、又は効用の増加した取得財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図って下さい。
- 特に取得価格(消費税抜き)が50万円以上の設備については、所定の「処分制限期間」(「3. 対象となる財産及び処分制限期間」参照)において、本会の許可なく「処分」(「2. 財産処分とは」参照)することはできません。万一、許可なく処分してしまった場合は、「交付決定取消し」となり、交付した補助金に国の規定する「加算金」を加えた額を、本会を通じて国に返納しなければなりません。
- やむを得ず処分しなければならない場合は、事前に処分承認手続きが必要になりますので、まずは本会にご連絡下さい。
- また、本会の承認を得て処分した場合でも、処分したことにより収入がある、又は収入があると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部は本会を通じて国に返納しなければならない場合があります。
- なお、補助金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、または承継させることはできません。

2. 財産処分とは(財産処分の定義)

- 補助事業上の財産の「処分」とは次のものをいいます。
 - 転用・・・取得した財産の所有者の変更を伴わない目的外使用
 - 譲渡・・・取得した財産の所有者の変更
 - 交換・・・取得した財産と他人の所有する他の財産との交換
 - 貸付け・・・取得した財産の所有者の変更を伴わない使用者の変更
 - 担保に供する処分・・・取得した財産に対する抵当権、その他の担保権の設定
 - 取り壊し・・・取得した財産の使用を止め、取り壊すこと
 - 廃棄・・・取得した財産の使用を止め、廃棄処分すること

3. 対象となる財産及び処分制限期間

下表の設備のうち、取得価格(税抜※補助金額ではない)が50万円以上のもの

設備名	処分制限期間
油そうとその工事費(鋼鉄製)	15年
油そうとその工事費(合成樹脂製)	10年
発電機とその工事費	15年
暖房用機器	6年
燃焼機器	15年

(注)「処分制限期間」は、取得した財産を償却する際の耐用年数ではなく、補助事業上の処分制限期間を示しているものです。

4. 財産管理の方法・内容

※ 補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なります。

○補助金で取得した全ての財産は、商用帳簿とは別に、下記帳簿で管理・更新して下さい。

①「取得財産等管理台帳」(様式第17号)

②「取得財産等管理明細表」(様式第18号) ※実績報告書に添付し保管する

○処分制限期間内は、本会の求めに応じ3年に1回の頻度で下記書類を提出して下さい。

①申請者の「固定資産台帳(固定資産減価償却台帳)」の写し、

②「取得財産等管理台帳」(様式第17号)

※上記の「処分制限期間」で減価償却して管理して下さい。

(注意)

○通常の会計による償却期間が終了しても、補助事業に係る処分制限期間が終了しない限りは、財産管理義務が有り、3年に1回、様式第17号を提出して頂くことになります。

○取得した財産の減価償却等の会計処理は、補助事業上の財産管理とは別に、適切に行うようにしてください。

（取得財産等の管理等）

第19条 事業者は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意義務をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式第17号）を備え、管理しなければならない。

3 事業者は、取得財産等について、取得財産等管理明細書（様式第18号）を作成し、これを第13条第1項に定める実績報告書に添付しなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第20条 事業者は、取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものについては、一定期間その処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することをいう。）を行ってはならない。ただし、第3項による処分において承認を受けた場合については、この限りでない。

2 前項の取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とする。

3 事業者は、前項の規定により定められた期間内において処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第19号）を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

4 本会は、前項の承認をしたときは、当該事業者に対して速やかに財産処分承認通知書（様式第20号）を交付するものとする。

5 事業者は、第2項の規定により定められた期間内において取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、速やかに本会に報告しなければならない。

6 本会は、前項の場合には、期限を付してその収入の全部又は一部の納付を事業者に対して命ずるものとする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、補助金の確定額の合計額を限度とする。

7 第17条第3項の規定は、前項の場合において準用する。

（債権譲渡の禁止）

第21条 事業者は、第7条第3項に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を本会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

V. 書類送付先・問合せ先

書類送付先及び問合せ先は、申請する施設が所在する都道府県の石油組合または全石連業務グループまでお願いします。

<書類送付先・問合せ先一覧>

名称	郵便番号	住所	電話番号
北海道石油商業組合	062-0931	札幌市豊平区平岸1条6-3-47石油会館	011-822-8111
青森県石油商業組合	038-0012	青森市柳川1-4-1青森港旅客船ターミナルビル	017-722-1400
岩手県石油商業組合	020-0875	盛岡市清水町14-12盛岡商工会議所会館2階	019-622-9528
宮城県石油商業組合	980-0802	仙台市青葉区二日町12-6宮城県石油会館	022-265-1501
福島県石油商業組合	960-8153	福島市黒岩字林ノ内5福島県石油会館	024-546-6252
秋田県石油商業組合	010-0951	秋田市山王3-7-21秋田県石油会館	018-862-6981
山形県石油商業組合	990-0071	山形市流通センター3-6-2	023-664-2821
新潟県石油商業組合	951-8133	新潟市中央区川岸町1-47-1中小企業会館4階	025-267-1321
長野県石油商業組合	381-0035	長野市北条町25-1	026-254-5600
群馬県石油商業組合	371-0845	前橋市鳥羽町35-5群馬県石油会館	027-251-1888
栃木県石油商業組合	320-0032	宇都宮市昭和1-3-10栃木県庁舎西別館3F	028-622-0435
茨城県石油商業組合	310-0801	水戸市桜川2-2-35茨城県産業会館13階	029-224-2421
千葉県石油商業組合	260-0024	千葉市中央区中央港1-13-1千葉県ガス石油会館	043-246-5225
埼玉県石油商業組合	350-0011	川越市久下戸3682埼玉県石油会館	049-235-5111
東京都石油商業組合	100-0014	千代田区永田町2-17-14石油会館	03-3593-1421
神奈川県石油商業組合	231-0031	横浜市中区万代町3-5-3	045-641-1351
静岡県石油商業組合	422-8052	静岡市駿河区緑が丘町1-3静岡県石油会館1階	054-282-4337
山梨県石油商業組合	400-0032	甲府市中央4-12-21甲府法人会館3階	055-233-5850
愛知県石油商業組合	460-0024	名古屋市中区正木3-2-70愛知県石油会館	052-322-1550
三重県石油商業組合	514-0004	津市栄町2-209関権第2ビル3階	059-225-5981
岐阜県石油商業組合	500-8281	岐阜市東鶉1-3-2岐阜県石油会館	058-271-2903
富山県石油商業組合	939-8183	富山市小中710富山県石油会館	076-429-8811
石川県石油商業組合	920-8203	金沢市鞍月5-177AUBE II 4階	076-256-5330
福井県石油商業組合	918-8014	福井市花堂中1-3-40福井県石油会館	0776-34-3151
滋賀県石油商業組合	520-0047	大津市浜大津4-1-1明日都浜大津4階	077-522-7369
京都府石油商業組合	612-0026	京都市伏見区深草堀田町10-1京阪藤の森ビル8階	075-642-9733
大阪府石油商業組合	530-0054	大阪市北区南森町1-4-19サウスホレストビル5階	06-6362-2910
奈良県石油商業組合	630-8114	奈良市芝辻町85-10奈良県自由民主会館3階D室	0742-26-1800

和歌山県石油商業組合	640-8243	和歌山市徒町 17 和歌山県石油会館	073-431-6251
兵庫県石油商業組合	650-0024	神戸市中央区海岸通 2-2-3 サンエービル 5F	078-321-5611
岡山県石油商業組合	700-0972	岡山市北区上中野 1-19-48 岡山県石油会館	086-246-2040
広島県石油商業組合	732-0824	広島市南区的場町 1-7-20 広島県石油会館 2 階	082-261-9431
鳥取県石油商業組合	683-0853	米子市両三柳 2778-4	0859-21-1400
島根県石油商業組合	690-0048	松江市西嫁島 3-5-25 島根県石油会館	0852-25-4488
山口県石油商業組合	754-0002	山口市小郡下郷 2216 番地 1 泉ビル 301 号	083-973-4400
徳島県石油商業組合	770-0901	徳島市西船場町 3-9-1 産交ビル 2 階	088-622-6406
高知県石油商業組合	780-8031	高知市大原町 80-2 高知県石油会館	088-831-0439
愛媛県石油商業組合	790-0064	松山市愛光町 1-24 えひめ石油会館	089-924-3856
香川県石油商業組合	760-0018	高松市天神前 10-5 高松セントラルスカイビル 8 階	087-833-9665
福岡県石油商業組合	812-0034	福岡市博多区下呉服町 1-15 ふくおか石油会館	092-272-4564
大分県石油商業組合	870-0034	大分市都町 3-6-26 大分県石油会館	097-533-0235
佐賀県石油商業組合	840-0843	佐賀市川原町 8-27 平和会館内	0952-22-7337
長崎県石油商業組合	850-0035	長崎市元船町 2-8 元船さくらビル 5 階	095-826-4181
熊本県石油商業組合	862-0967	熊本市南区流通団地 1-15-2 ハウディ第二別館 2 階	096-285-3355
宮崎県石油商業組合	880-0013	宮崎市松橋 1-10-8 宮崎県石油会館	0985-24-7775
鹿児島県石油商業組合	890-0064	鹿児島市鴨池新町 5-19 鹿児島県石油会館	099-257-2822
沖縄県石油商業組合	901-0405	島尻郡八重瀬町字伊覇 228	098-998-1871
全国石油商業組合連合 会(業務グループ)	100-0014	千代田区永田町 2-17-14 石油会館	03-3593-5831